

答 申 書

丹波市下水道事業における
受益者負担金・分担金制度のあり方について
(案)

令和8年 月 日

丹波市上下水道事業運営審議会

はじめに

令和6年11月20日付け、丹下水第706号で「丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度のあり方について」の諮問があった。

丹波市が発足し20年が過ぎ、なお暫定条例を継続し続けていることや下水道事業の面整備が概ね完了した今、新たに下水道を使用しようとする時に地域によって受益者の負担額に格差が生じていることなどを踏まえ、現在の制度のあり方が適当かどうか、今後の制度のあり方はどうかという視点で慎重に審議し、意見を取りまとめたので、以下のとおり諮問に対し答申をする。

1 制度の趣旨及び法的根拠の整理

当審議会は、受益者負担金・分担金制度のあり方を審議するに当たり、まず本制度の趣旨及び法的根拠について整理を行った。

本制度は、下水道の整備により特定の地域において生活環境が改善され、利便性及び快適性が向上するとともに、その結果として、当該地域の土地の資産価値が増加し、かつ、利益を受ける者の範囲が明確であることから、下水道施設整備費の一部をその利益を受ける者に負担させるものであり、都市計画法または地方自治法に基づき徴収される制度である。

2 丹波市における本制度の概要

丹波市における本制度を確認したところ、算定方法については、下水道整備が実施された時期や旧町ごとの経緯等により、土地の面積に応じて算定する地域と、一般家庭を1単位として用途に応じて算定する地域の二つの方式が併存していることを確認した。

これらを表にまとめると次のとおりである。

方式	地域	金額
面積制	柏原地域（全域）	600 円／㎡
	氷上地域（成松・西中）	740 円／㎡
	氷上地域（上成松・黒田・犬岡・常楽）	970 円／㎡
単位制	氷上地域（上記以外の地域） 春日・山南・市島地域（全域）	420,000 円／単位

3 課題の整理

本制度の運用状況から、次のような課題が整理できる。

1つ目、本市の受益者負担金・分担金制度は、異なる算定方式が併存しており、受益者間に金銭負担の不均衡が生じている。

2つ目、丹波市は都市部とは異なり中山間地域に位置し、人口減少や地価の下落が継続している状況にあることから、下水道整備により土地の資産価値が増加するという従来の受益の考え方は、もはや前提とし難い。

3つ目、下水道事業の面整備がほぼ完了している現在、下水道施設や管路を整備する費用の一部を負担するといった受益の考え方が成立しにくくなっている。

4 新たな制度の方向性

以上を踏まえ、**本制度を廃止し、新たに公共ます設置工事費相当額を算定基礎とする「工事負担金」制度とすることで、負担の統一を図るとともに、市民にとってわかりやすい制度とする**ことが望ましいとの結論に至った。手続としては、暫定条例を含む現行の受益者負担金関係条例を廃止し、新たな条例を制定することとなる。

5 工事負担金額の設定

工事負担金額の設定についての審議の過程では、実際に要する工事費を公共ます設置希望者が全額負担することが適当である。一方、地域における環境衛生の向上及び公共用水域の保全といった下水道事業の有する公共性に鑑み、一定程度は公費負担とすべきであるとの意見が示された。

これらを踏まえ、**新たに公共枿を設置する際の工事費負担額としては、舗装復旧費用を除いた過去の工事費の平均額である 392,000 円とする**ことが妥当であるとの結論に至った。

なお、**区域外から接続する場合には、公共ますの設置工事費は個人の負担であるため、「区域外流入分担金」として工事負担金額と同額を徴収する**ことにより、制度上のバランスを取ることが妥当と考える。

付帯意見

- (1) 工事負担金額について、近年の物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、人件費や資材費の変動により設定額との間に 10%以上の乖離が生じた場合は、設定した金額の見直しを検討されたい。

(2) 区域外からの接続に対する公共ます等設置事業補助金については、下水道普及が一定の完成を見ることとなり、事業の役割が普及促進期から持続可能な維持・更新期へと移行している状況下では、補助目的を一定程度達成したと判断できることから、引き続き補助金を投入することについては、公平性と経営面の双方の観点から課題となるため、新たな制度の導入と併せて、当該補助金制度の廃止についても検討されたい。